

須賀川市監査委員告示第1号

令和3年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和4年3月25日

須賀川市監査委員 大峰和好

須賀川市監査委員 佐藤瞭二

- 1 準拠基準 須賀川市監査基準
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 3 監査の対象
  - (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの執行分
    - 企画政策部 秘書広報課
    - 総務部 人事課
    - 文化交流部 観光交流課
    - 市民福祉部 保険年金課 市民課 長沼市民サービスセンター  
岩瀬市民サービスセンター
    - 経済環境部 商工課 環境課
    - 建設部 都市計画課
  - (2) 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの執行分
    - 総務部 行政管理課 市民安全課
    - 市民交流センター 総務課 企画課 図書館
    - 経済環境部 農政課
    - 建設部 道路河川課 建築住宅課
    - 農業委員会事務局
  - (3) 令和3年4月1日から令和3年10月31日までの執行分
    - 財務部 税務課 収納課

文化交流部 生涯学習スポーツ課 公民館 いわせ悠久の里管理センター  
文化振興課 博物館 文化センター 歴史民俗資料館  
特撮アーカイブセンター 風流のはじめ館  
長沼総合運動公園管理センター  
市民福祉部 長寿福祉課 健康づくり課  
選挙管理委員会事務局

#### 4 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づき適正に行われているかを着眼点とした。

また、関係課から監査資料や関係書類の提出を求め、帳簿、書類等の書類審査を行い、その後、対面により関係職員から監査資料の説明を受け、質疑を行った。

#### 5 監査の期間

令和3年4月から5月及び8月から令和4年2月まで

#### 6 監査の結果

次のとおり指摘事項があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じ、今後はこのようなことのないよう適切な事務処理に努められたい。

また、一部に指導事項があったので、関係法令等を再度確認するとともに適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で措置を促した。

## 指摘事項

### 1 予算執行について

管理職手当については、職員の給与に関する規則第2条の規定により、毎月支給することになっているが、支給していないものがあった。

人事課

### 2 予算執行について

資源回収奨励金及び資源物回収協力者助成金の交付については、資源回収奨励金及び助成金交付要綱第7条の規定により、団体等に対して交付することとなっているが、誤って二重払いしたものがあつた。

環境課